

公 示

京浜港川崎区及び同横浜区扇島における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示(昭和 43 年 2 月川公示第 1 号)を下記のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとしたので、関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき、公示します。

令和 6 年 11 月 29 日

川崎税関支署長 池田 徹

記

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
川崎コンテナ 1 号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第 39 条の規定による公告(昭和 29 年公示第 9 号)で定める貨物に限る。
千鳥町 1 号係船岸壁、2~3 号係船棧橋、4 号係船岸壁、5~7 号係船棧橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
東扇島 3~9 号岸壁	
三井埠頭(株) 石炭岸壁、南棧橋	
東洋埠頭(株) 雑貨棧橋、平行棧橋	
J F E スチール(株) 東日本製鉄所 扇島東原料岸壁 A~C、扇島出荷岸壁 A~D、扇島北本船岸壁	
(株) J E R A 扇島 LNG バース	
ENEOS(株) 川崎製油所 千鳥棧橋、浮島第 3, 4 及び 6 棧橋、浮島本棧橋、100 号地第 1 棧橋、150 号地 A-1 棧橋、200 号地第 1~3 及び 5 棧橋、400 号地第 42, 44 及び 45 棧橋、千鳥事業所 A~D	
セントラル・タンクターミナル(株) 川崎事業所 南エリア第 1, 2 棧橋、北エリア棧橋	
日清製粉(株) 鶴見工場 本船岸壁	
川崎市船客待合所前発着所	[交通] 京浜港(川崎区・横浜区扇島) けい留船舶に出入する者に限る。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
ENEOS(株) 100 号地、150 号地、200 号	[交通] ENEOS(株) 扇島東シーバース及び同扇島西シーバー

地、400号地各通船発着場	スケイ留船舶に出入する者に限る。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場 (指定保税地域を除く。) (積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。